

大阪市立豊崎東小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「目標に向かって、協力し、やりぬく子ども」育成のために「豊崎東小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 習熟度別での指導や少人数指導を行うなど、一人ひとりの実態に応じた「わかる授業」の実践
- ② 相互の授業の公開と参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会の創造
- ③ 全教職員が研修を深められるような校内研修の計画的な実施

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- ② 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じることでできる機会づくり
- ③ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会づくり

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進していく。
- ③ 国語の学習を中心に、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図ることができるようにしていく。

(4) 「いじめについて考える日」の取り組み

- ① 5月の大型連休明けの月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、各学年でいじめについて考える学習を実施する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① いじめを早期に発見するポイントを教職員で共有する。

【学校におけるいじめのサインの例】

- 授業に意欲をなくし、集中力が無くなってきた子はいないか。
- 休み時間や放課後、一人でいることが多い子はいないか。
- 休み時間や放課後、用もなく職員室に頻繁に来たり、前をうろうろしたりする子はいないか。
- 教育相談、日記、班ノートなどに不安・悩みなどを抱えている子はいないか。
- 保健室に出入りすることが多くなっている子はいないか。
- いつもおどおどしている子はいないか。
- 理由無く欠席、遅刻、早退が増えてきた子はいないか。
- 理由のはっきりしない打撲や傷跡のある子はいないか。
- 衣服が乱れたり、汚れていたり、破れたりしていないか。
- 元気がなく、気持ちの沈んでいる子はいないか。
- 教員を避けるようになっている子はいないか。
- グループから急に離れたり、交友関係が変化したりした子はいないか。
- 常に人の言いなりになっている子はいないか。
- 一人離れて教室に入ってくる子はいないか。
- 椅子や机を乱されている子はいないか。
- 授業中発言したら、理由もなく笑われている子はいないか。
- みんながやりたがらない学級の仕事を押しつけられている子はいないか。
- 忘れ物が多くなったり、成績が急に下がりだしたりした子はいないか。

- ② 休み時間の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、日記などを活用したりして、交友関係、悩みを把握する。
- ③ 毎月2回来校されるスクールカウンセラーを紹介し、悩んでいる児童や保護者とつないでいく。

- ④ 家庭や地域、関係機関と連携し、校外での児童の様子についての情報が学校に集まるようにしておく。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの発見・通報を受けた時の対応
 - ・ 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
 - ・ いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - ・ いじめの事実について、管理職に速やかに通報する。
- ② 情報の共有
 - ・ いじめの情報を受けた教職員は、管理職と協議の上、全教職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- ③ 事実関係についての調査
 - ・ 速やかに関係職員と管理職とで協議し、調査の方針について決定する。
 - ・ 調査の時点で重大事案であると判断された場合は、学校長が大阪市教育委員会へ直ちに報告をする。
 - ・ 児童からの聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する教職員を複数選任する。
 - ・ 必要な場合には、全児童への調査を行う。この場合に調査の結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- ④ 解決に向けた指導及び支援
 - ・ 専門的な支援などが必要な場合には、大阪市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
 - ・ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
 - ・ 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時、いじめ防止対策委員会で協議し、校長が決定する。
 - ・ 事実関係が把握された時点で、いじめ防止対策委員会において協議し、校長が指導及び支援の方向を決定する。
 - ・ すべての指導及び支援について、組織的に対応する。
- ⑤ 関係機関への報告
 - ・ 校長は大阪市教育委員会への報告を速やかに行う。
 - ・ 生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、警察へ通報し、警察と連携して対応する。
- ⑥ 継続指導・経過観察
 - ・ 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 名称 「豊崎東小学校いじめ防止対策委員会」

② 構成員

学校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主担者、道徳教育主任
特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、在籍学級担任

※ 必要に応じてPTA役員、学校評議員、スクールカウンセラー

③ 役割

- ・ 基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ・ いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集、記録、共有を行う。
- ・ いじめ発見時に、迅速な情報収集、情報共有を行い、関係する児童への指導、支援体制、保護者への対応方針を決定する。
- ・ 関係機関、専門機関との連携をはかる。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① PTAの各種会議や懇談会、家庭訪問などの機会を利用して、いじめの実態や指導方針などの情報提供を行ったり、学校だより・学年だより・ほけんだよりを通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。

② 日頃から、電話・家庭訪問・おたよりなどを通して、保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり、情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力をはかる。

③ いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

④ 学校協議会をはじめ、地域の諸団体と日頃から連携をはかり、協力体制をつくっていく。

(3) 取組内容の検証

① 学期末に、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら、改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

② 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

7. 重大事案への対処

- ① ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
等があった場合、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 大阪市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。
- ④ 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。
- ⑤ 当該事案に関わる調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に関わる事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。